

# 重要事項説明書 変更同意書

令和6年4月1日

様（以下、「利用者」という）とNPO法人すくすくはあと（以下、「事業者」という）の間で締結した特定相談支援・障害児相談支援の契約書及び説明・同意した重要事項説明書に関し、以下の通り内容を変更します。

## 変更内容

1. 別紙料金表の通り料金の変更がございます。※ご利用者様負担はございません。
2. 下記条項を追加させていただきます。（別紙1参照）

## 衛生管理等

- (1) 相談支援専門員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事務所の設備及び備品について、衛生的に管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

## 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定相談等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。  
虐待防止・身体拘束の適正化（担当者） 金子 仁一  
虐待防止責任者（担当者） 土崎 幸恵
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施す

る等の必要な措置を講じます。

- (5) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を見つけた場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。  
やむを得ず、身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

その他、原契約書契約条項及び原重要事項説明書のとおりとする。上記同意を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名の上、それぞれ1部ずつ保有します。

事業者から交付を受け、同意しました。

<本人>

氏名

住所

<家族又は代理人>

氏名

住所

上記内容をご利用者及びご家族様又は代理人へ交付させて頂きました。

<事業者>

法人名 NPO 法人すくすくはあと  
代表理事 酒井 隆行  
法人住所 東京都東村山市本町一丁目 13 番地 11 号

<事業所>

事務所 すくすく相談室  
管理者 土崎 幸恵  
事業所住所 東京都東村山市栄町二丁目 11 番 27 号

加算の種類	加算の内容	単位	金額
サービス利用支援費	機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	1,822 単位/月	19,859 円/月
継続サービス利用支援費	機能強化型継続サービス利用支援(Ⅲ)	1,558 単位/月	16,982 円/月
初回加算	初回加算	300 単位/月	3,270 円/月
入院時情報連携加算	入院時連携加算(Ⅰ) 入院時連携加算(Ⅱ)	300 単位/月 150 単位/月	3,270 円/月 1,635 円/月
退院・退所加算	退院・退所加算	300 単位/月	3,270 円/月
居宅介護支援事業所連携加算	情報提供以外 情報提供	300 単位/月 150 単位/月	3,270 円/月 1,635 円/月
医療・保育・教育機関等連携加算	①ーⅡ、② ①ーⅠ ③ ※ 1 下記参照	300 単位/月 200 単位/月 150 単位/月	3,270 円/月 2,180 円/月 1,635 円/月
集中支援加算	①～④ ⑤ ※ 2 下記参照	300 単位/月 150 単位/月	3,270 円/月 1,635 円/月
サービス担当者会議実施加算	サービス担当者会議実施加算	100 単位/月	1,090 円/月
サービス提供時モニタリング加算	サービス提供時モニタリング加算	100 単位/月	1,090 円/月
地域体制強化共同支援加算	地域体制強化共同支援加算	2,000 単位/月	21,800 円/月
取得済みの加算	行動障害支援体制加算(Ⅰ) 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	60 単位/月 30 単位/月	654 円/月 327 円/月

## ※1 医療・保育・教育機関等連携加算

①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合

Ⅰ 指定サービス利用支援 Ⅱ 指定継続サービス利用支援

②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合

③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする)

## ※2 集中支援加算

①障がい福祉サービス等の利用に関して、利用者の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する)

②利用者本人及び障がい福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合

③障がい福祉サービス等の利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体からの求めに応じて、当該機関の主催する会議へ参加した場合

④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする)

⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする)